

JIS

システム及びソフトウェア技術— ライフサイクルプロセス— 要求エンジニアリング

JIS X 0166 : 2021
(ISO/IEC/IEEE 29148 : 2018)
(JSA)

令和 3 年 9 月 21 日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 情報分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	渡 邊 創	国立研究開発法人産業技術総合研究所
(委員)	安 形 輝	亜細亜大学
	石 井 正 悟	独立行政法人情報処理推進機構
	伊 藤 雅 樹	株式会社日立製作所
	菊 川 裕 幸	一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会
	寺 田 真 敏	東京電機大学
	中 上 直 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	仲 谷 文 雄	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	福 田 昭 一	富士通株式会社
	山 口 大 輔	総務省国際戦略局

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 26.6.20 改正：令和 3.9.21

担 当 部 署：経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課

(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 3.9.21

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル)

素 案 作 成 者：一般社団法人情報処理学会

(〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館)

審 議 委 員 会：情報分野産業標準作成委員会 (委員長 渡邊 創)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語, 定義及び略語	2
3.1 用語及び定義	2
3.2 略語	9
4 適合性	9
4.1 意図した用途	9
4.2 完全適合性	9
4.3 プロセスへの適合性	10
4.4 情報項目内容への適合性	10
4.5 修整適合性	10
5 概念	11
5.1 一般	11
5.2 要件 (要求事項) の基本	11
5.3 実践上の考慮	19
5.4 要件 (要求事項) の情報項目	22
6 プロセス	23
6.1 要件 (要求事項) に関する諸プロセス	23
6.2 ビジネス又はミッション分析プロセス	25
6.3 利害関係者ニーズ及び利害関係者要件 (要求事項) 定義プロセス	29
6.4 システム [システム及び/又はソフトウェア] 要件 (要求事項) 定義プロセス	38
6.5 他のテクニカルプロセスにおける要求エンジニアリング アクティビティ	46
6.6 要件 (要求事項) 管理	50
7 情報項目	54
8 情報項目に対する指針	55
8.1 要件 (要求事項) 情報項目のアウトライン	55
8.2 ビジネス要件 (要求事項) 仕様	55
8.3 利害関係者要件 (要求事項) 仕様	57
8.4 システム要件 (要求事項) 仕様	59
8.5 ソフトウェア要件 (要求事項) 仕様	60
9 情報項目の内容	62
9.1 一般	62
9.2 一般的内容	62
9.3 ビジネス要件 (要求事項) 仕様 (BRS) の内容	63

	ページ
9.4 利害関係者要件（要求事項）仕様（StRS）の内容	66
9.5 システム要件（要求事項）仕様（SyRS）の内容	69
9.6 ソフトウェア要件（要求事項）仕様（SRS）の内容	73
附属書 A（規定）システムレベルの運用概念	81
附属書 B（参考）組織レベルの運用概念	94
附属書 C（規定）修整の方針	96
参考文献	98
解 説	100

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS X 0166:2014** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

システム及びソフトウェア技術— ライフサイクルプロセス—要求エンジニアリング

Systems and software engineering—Life cycle processes— Requirements engineering

序文

この規格は、2018年に第2版として発行されたISO/IEC/IEEE 29148を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

この規格は、システム及びソフトウェアのライフサイクル全体にわたる、要求エンジニアリングに関連するプロセス及び製品の統一的な扱いを提供する。また、システム及びソフトウェア工学の文脈において、特性及び属性を含む定式化されたテキストによる要件（要求事項）の構成について詳述する。この規格は、JIS X 0170及びJIS X 0160からの要件（要求事項）に関連するプロセスの実施のための手引も提供する。さらに、この規格は、要求エンジニアリングに関連する情報項目及びその内容を識別する。

1 適用範囲

この規格は、システム及びソフトウェア製品（サービスを含む。）の要件（要求事項）を得るためのエンジニアリング活動としてライフサイクル全体にわたって実施することが必要なプロセスについて規定する。

この規格は、次を規定する。

- JIS X 0170及びJIS X 0160に記載されている要件（要求事項）及び要件（要求事項）に関連する諸プロセスを適用するための指針を提供する。
- 要件（要求事項）プロセスの実施を通じて作成することが要求される情報項目を規定する。
- 情報項目に要求される内容を規定する。
- 要求される情報項目及び関連情報項目の様式に対する指針を与える。

この規格は、次のような人が利用することを想定している。

- 人が作るシステム、ソフトウェア中心システム、ソフトウェア及びハードウェア製品、並びにこれらのシステム及び製品に関連したサービス、を取り扱うプロジェクトにおいて、JIS X 0170及びJIS X 0160を使用する又は使用を計画している人（プロジェクトの適用範囲、製品、方法論、規模又は複雑さは問わない。）
- 確実にJIS X 0170及び／又はJIS X 0160に適合する形で要求エンジニアリングプロセスを適用する助けとなるよう、要求エンジニアリング活動を実行しようとする人